別表八の二の表中「連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額（21の計）」を「完全子法人株式等に係る受取配当等の額（21の計）」に、「完全子法人株式等連結法人株式等又は」を「完全子法人株式等」に、「連結法人株式等又は完全子法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同表の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第68条の103又は第68条の104の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表九(一)の表中「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「37の①」又は別表四の二付表「46の①」）」に改める。

別表十(十)を別表十(十一)とする。

別表十(九)の表の一及び二中「所得金額総計（別表四「35の①」）」を「所得金額総計（別表四「37の①」）」に改め、同表を別表十(十一)とする。

別表十(八)の表の一及び二中「所得金額総計（別表四「35の①」）」を「所得金額総計（別表四「37の①」）」に改め、同表を別表十(十)とする。

別表十(七)の記載要領第二号中「租税特別措置法」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同表を別表十(九)とする。

別表十(六)を別表十(八)とする。

別表十(五)の表中「所得金額総計（別表四「35の①」）」を「所得金額総計（別表四「37の①」）」に、「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(二)「42」）」を「新鉱床探鉱費又は海外新除額（別表十(四)」に、「収用等の場合等の所得の特別控除額（別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」）」を「収用等の場合等の所（別表十(八)「18」、」及び「48」）」に、「鉱床探鉱費の特別控「42」）」を「土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額（別表三(二)「27」＋別表三(二の二)「28」＋別表三(三)「23」＋別表三(四)「15」）及び（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」）」を「土地譲渡税額及び（別表三(二)「27」別表三(三)「23」＋表六(十三)「30」＋六(二十)「30」＋別六(二十八)「30」＋」に、「得の特別控除額「33」、「38」、「43」」を「社外流出額（別表四「32の③」）」を「社外流出額（別表四「34の③」）」に改める。